

## 長門国青海島におけるイルカ漁の歴史と民俗

(History and Folklore of Catching Dolphins at Onijima)

中村 羊一郎

Yoichiro NAKAMURA

(平成二十一年十月七日受理)

### 要旨

山口県長門市に属する青海島は、仙崎湾を日本海の荒波から守るような位置にある。そのため内海と呼ばれたほど波静かな仙崎湾沿岸の村々は、古くから集落の地先に排他的な権利を有する多くの網代を設定していた。同湾では湾内に回遊してくる鯨を対象とする捕鯨も早くから行われており、通浦と瀬戸崎(仙崎)浦という二つの集落がその中心になってきた。それに対して、これら二つの集落にはさまれるような位置にある大日比集落では、イルカを対象とする追い込み漁を行っていた。これら三つの村の間では、捕鯨は通浦と瀬戸崎(仙崎)浦、イルカ漁は大日比浦、というのが暗黙の了解事項になっていたと見られるが、この背景にはそれぞれの集落の生業の違いがあった。しかし元文四年(一七三九)、イルカの捕獲をめぐる通浦と大日比浦が争い、結果的には大日比側の言い分が通るといふ事件が起こった。そのいきさつを大日比の旧家、上利家に残

された「上利家文書」を読み解くことで、当時のイルカ追い込み漁の様子を明らかにし、しかもこれは内海における漁業権の争いでもあったことを示した。次に、大日比浦が保存してきた大正期から昭和四十年代までの「海豚漁算用帳」を分析して、漁の方法、利益配分の具体的な様相を明らかにした。そのなかで、イルカ追い込み漁は村落あげての大規模な漁ではあるが、年に一回あるかないかという希少性のために住民の生活を支える生業とはなりえず、かわりに利益をできるだけ合理的に構成員に配分するための規約が作られたことを具体的に示した。たとえば、漁に直接参加できない子どもや老人に対しても配分が行われたことなどは、その好例である。イルカ追い込み漁は戦後も継続されたが、イルカ回遊の減少と同時に、食糧事情の好転によるイルカ肉の需要落ち込みがあって、昭和三十八年から捕獲したイルカを水族館などに売却することが始まっていく。本来、なにがしかの収益と食料確保のために実施されてきたイルカ追い込み漁が、あらたな観光産業に素材を提供するものに変化していく過程が注目される。末尾にはこうした事実を示す資料を原文のまま掲げた。

### はじめに

本稿は筆者が継続中の、日本におけるイルカ追い込み漁の歴史と民俗に関わる調査研究の一環であり、日本海に面した山口県長門市の青海島にある大日比におけるイルカ漁について報告するものである。

青海島は全島国立公園に含まれる景勝の地で、訪れる観光客

も多い。この島の南側に狭い海峡を隔てて向き合う仙崎は、かつて瀬戸崎と呼ばれ、日本海を行き交う弁財船の寄港地として栄えたが、現在は漁港と水産加工の町として、また天折した女流詩人、金子みすゞの故郷としても知られている。仙崎の名をとった仙崎湾の湾口に防波堤のような形で横たわるのが青海島であり、ために仙崎湾は静かな内海となり豊かな漁場として沿岸の村々を支えてきた。そこには毎年のように鯨が回遊してくるため、島の東端に位置する通と湾奥の本十側にある仙崎にとつて、この内海における捕鯨は重要な産業となっていた。

通浦の向岸寺では、捕獲した鯨の「鯨鯢過去帳」と位牌が作られ、毎年の彼岸にその供養が行われており、また天保期に作成された『防長風土注進案』<sup>1)</sup>には、捕鯨組織や捕鯨の絵が掲載されている。同じ海面で通と捕鯨を競った瀬戸崎(仙崎)についても、やはり『注進案』に、正月二日に鯨突初と称して鯨組の者たちによって奉納される鯨突きウミツキの芸能の詞章が掲載されており、氏神仙崎八幡神社には見事な捕鯨図が残されている。大日比浦は、このふたつの捕鯨集落のちょうど中間にあたる村であり、鯨が回遊してくると同じ海面でイルカ追い込み漁を行っていた。

本稿では、大日比におけるイルカ漁の実態を、わずかに残された近世文書と近代の海豚算用帳および体験者からの聞き取り調査をもとに、漁業全般に関わる先学の研究成果を参考にしながら報告する。なお、青海島をはじめ長州藩における漁業史については羽原又吉「長州藩の漁業及び漁村の研究」<sup>2)</sup>、また重要産業であった捕鯨については西海という地域に限っても多くの研究蓄積がある。

## 1 近世における青海島と瀬戸崎の漁業

まず、近世の村の様子を『注進案』を中心に確認しておこう。本稿に関わる通浦・大日比浦・瀬戸崎の村落構成にはそれぞれ大きな特徴がある。すなわち通浦は、近世初期から発達した捕鯨業に重きをおく漁村で、大日比浦は青海村とまとめて記載されているためもあるが、村全体からみれば半農半漁の村という性格をもつ。また瀬戸崎は、日本海海上交通の要衝でもあり、多くの商人が集う町としての性格をもつが、同時に捕鯨業にも力を注いで経済的にも大きな力を有していた。

まず大日比浦から見よう。ただし『注進案』には青海村・大日比浦はまとめて記載されているので次の記述は両村あわせでの説明となっている。青海島の東端に位置する通浦とは船越というくびれ部を境とし、漁村的な性格をもつ大日比浦、農村地帯としての青海村、かつては廻船の湊として繁栄した大泊村から構成される。この間の状況は「当村の儀は嶋のこと故脇村と違ひ万事一村切にて御坐候、青海村は農業のミ相勤、其間に薪或は磯草採候て渡世仕候、大泊村は農業を専らと仕候へとも、船乗の者もまにまに有之候、大日比浦は農業漁事相交へ生業と仕候、総て田地少く飯料をは過半瀬戸崎浦にて買得仕」という。大日比集落の東に突き出した岬は、その頂部がウオミの場になっていたが、岬の根元に位置する西円寺(浄土宗)は地元ウチノの豪族上利氏と縁が深い。この寺は享禄天文の頃に無住になって大破し、その後元禄九年に上利一党の尽力で再興された。上利家に伝えられてきた「上利家文書」<sup>3)</sup>は、この地域の歴史を具体的に知ることのできる貴重な記録である。同書の前書に「上

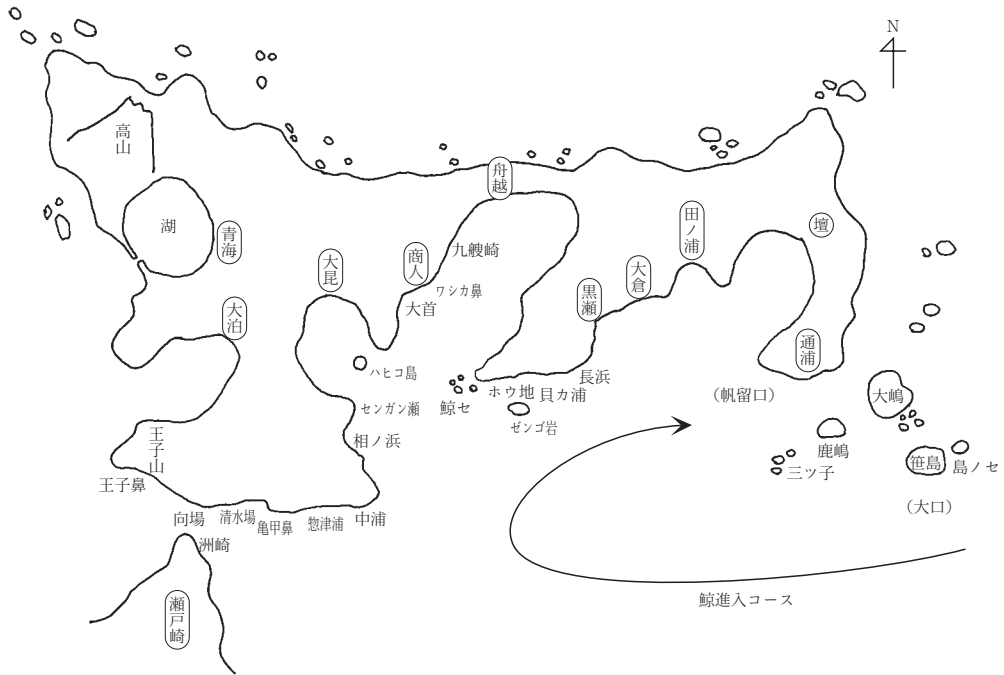


図1 青海島略図 (『防長風土注進案』第19巻より作成)

ており、江戸時代を通じて大日比の庄屋、年寄、網頭を勤めた  
とある。

『注進案』が記すところでは、現在の大日比の中心から北に  
位置する紫津浦は商人村ともいわれ大いに繁盛し、人家千軒と  
もいわれるほどだったが、享禄・天文の頃に零落し、富裕の者  
は仙崎方面に移住していったうえに、秀吉による文禄・慶長の  
朝鮮陣に多くの水夫が動員されて大半は帰らず、家数も激減し  
てしまったが、その後おいおい復興したという。この朝鮮出兵  
に際して、留守を預かる肝煎・地下中に対して出された天正二  
十年(一五九二=文禄元年)の「覚」には、留守家族に対する  
課税免除とか、生活保全の心得が示されているが、その末尾に



写真1 大日比浦 (1994年4月撮影)

利家は中世以来青島  
に勢威を振るった土  
豪で、初代上利和泉  
家継、二代の上利助  
左衛門好世は、守護  
大名大内氏の家来で  
あった」が、三代目  
のときに大内氏滅亡  
により浪人、四代目  
の市之丞が毛利家に  
召し抱えられたが、  
後に毛利家を離れて  
帰農した。文禄・慶  
長の役のときには大  
日比の肝煎役を務め

次のような文言がある（上利家文書四二号）。

付、大魚取候ハ、あふらの儀者、馳走可申候、似合之代  
物可遣事

ここでいう馳走とは、文字通り走り回って働くという意味であるから、もし大魚がとれた場合は、しっかり油をとって上納せよ、そのかわりにそれ相当の金員を渡すというのである。ここにいう「大魚」とは鯨と想定されるが、戦国時代末期の捕鯨はまだ突き取り法であり、朝鮮の陣で屈強な男子が動員されてしまったあとでは、積極的な捕鯨は不可能であったろう。したがって、いわゆる寄鯨のことを意味すると思われるが、それだけでなく、イルカも含まれている可能性は高い。羽原又吉も、「恐らく鯨・海豚の類ならん」と解釈している。大日比浦以前は鯨突きを行っていたらしいことは、寛文十二年（一六七二）に、瀬戸崎から、同村が確保した鯨を突き止めるための銚を使用し切ってしまったので貸してほしいという申し入れがあったので、鯨突き用の銚九本を貸したところ「鯨代銀之内かけニ当たり候」すなわち即金での支払いがないので道具も返せないといわれた、と訴えている（上利家文書八七号<sup>⑩</sup>）ことから推定できる。また貞享元年（一六八四）に従来の「地方」から「浦方」三五石に変更された際の文書（上利家文書八七号<sup>⑪</sup>）には、本軒一二、半軒七、歳寄屋敷一、門男二（史料によっては亡土とも書かれ「もうど」と読む）とあって当時の規模がわかるが、そのあとに「近年は鯨猟なども御座候ニ付」という文言がある。網代の網に入り込んだ鯨を突きとめるということはあったであらう。

なお、元禄十二年（一六九九）の「御尋ニ付申上候事」（上



写真 2 大首網代のあたり（1994年9月撮影）

のようになったので、この年と宝永二年（一七〇五）に、各一帖の新設が承認されて五帖が経営されるようになった。ただし、従来の「古網」が有している「鯨鱒鮪」の仲間には入れない、他村の人間は一人たりとも加えないという条件であった。つまり新規参入は認めるが利益の大きいこの三種については共同漁の仲間には入れないというのである。その後、正徳五年（一七一五）、「新網」から小漁ばかりでは成りゆかないという訴えがあり、半分だけ権利を認めることになった。さらに翌六年に一帖が追加され、最盛期には六帖の網が稼行されていたことになる。その後、家数は百軒ほどまでに増加したが、明和・安永のころには網数は五帖、さらに二帖にまで減少した<sup>⑫</sup>。その後の展

利家文書二九号<sup>⑬</sup>によると、大日比浦には鯨鮪網代として、六浦・横網代・おおくひ（大首）という三つの網代が設定されていて、それぞれ有力者の「抱」になっているが、昔はこのほかに一、二か所があったものの「魚付悪敷相成」って放棄されたという。その後、村の人口が増加し働く場が求められ

開は不明だが、昭和期には四帖の網が経営されていた。これらの網がイルカ漁の主役となるのである。

つぎに通浦についてみよう。『注進案』には通浦の風俗として「当村は大概漁人商人等居候所柄故、万事定りたる儀も無御坐、漁人は朝は早天より漁事に出、暮方に帰り、夜中は餌をとりに出、昼夜無差別相働き申候、商人は漁りの魚を萩其外諸所へ商ひ歩行申、鰯アミ等大漁有之候節は干鰯にして上方へ積廻し渡世仕」ような漁業中心の村であるとし、食料はもちろん炭薪などの燃料も他方から購入しているとある。

鯨漁については「沖海にては当浦計り漁り申候、内海は瀬戸崎組催合漁に仕候、内海網代と申は紫津浦 中の浦 通ひ浦 帆留等にて御坐候、十月頃吉日を撰ひ、組おろしと申、鯨漁諸道具相揃へ船おろし仕候、翌三月頃組揚ケと申、鯨漁諸道具取納め船を引あげ申候」とあり、十月にはいると漁の準備を始め、鯨の回遊を待ち、翌年の三月に終了する。つまり捕鯨はちょうど半年間ということになる。しかしその間、何時来るか分からぬ鯨を待つわけで、百人以上からなる集団がときには手持ち無沙汰のまま無為に日を送るということになる。

つぎに、瀬戸崎は「千崎」「仙崎」とも書かれる。平地ばかりで山も川もない洲崎で、東北西は海、南は白潟浦、深川村の田畠続きである。「漁人多き所柄にて万事相定りたる儀無御座候」と素っ気ないが、捕鯨にかかわる芸能があることは先に触れた。当村の捕鯨について『注進案』に記すところの「寛文十二年（一六七二）より鯨突組取立、縄網を以て鯨突取申候、延宝五年（一六七七）に芋網百四拾尋仕調、鯨十本取申候、其節迄は余浦へ歩一少も出申候」という記述は、日本捕鯨の歴史

の上でも注目されている。すなわち従来一般に使用されてきた藁網によって退路を絶って入江内で突き取る方法から、芋網をからませて自由を奪って突き取る方法へと変わり、外海での捕鯨も可能になったとみられる。しかもこの方法は、紀州太地の和田角右衛門が延宝五年に発明したものとされる。各地において同時期の採用が伝承されていることは、おそらくは西日本各地において一斉にこれが採用されていたことを示すものであろう。

捕鯨の効率が向上すると、大きな収益をあげる捕鯨は各地の領主の保護を受けつつ近世における最大規模の企業的な経営に発展していくのであるが、長門国における捕鯨業の展開を述べることが本稿の意図ではないので詳細は他書に譲る。

なお瀬戸崎が内海で捕鯨を実施することに対しては、「内海取鯨通浦瀬戸崎寄相取に仕候様にと両浦へ被仰渡候、尤瀬戸崎取分の内、白潟大日比六歩一遣候様にと是又被仰付候」とされた。つまり大日比と白潟は捕鯨を行わないかわりに、瀬戸崎の利益の六分の一を受け取るようになった。これは両村にとって年貢上納にあてる貴重な財源になったとされる。

これら三つの村は、長年の慣行である地先の漁業、とくに伝統的に占有権が認められてきた海面である網代がそれぞれの漁業活動の裏づけとなり、その沖合に関しては、これも長年の慣行による寄相（入会・入相）水域として利用されてきた。

なお白潟は平凡な農村であるが、漁業については地先が瀬戸崎と入相となっている。村内唯一の寺院である円通寺は無縁の貧乏寺であり、かねて地下網方から「御堪忍料」として二季に銀百六十目を納めてきたが、これでは住職の暮らしも続かない

表 1 青海島と瀬戸崎の村落構成

項目	集落名	瀬戸崎	青海・大日比	通 浦	白 潟
軒数		505	162	248	88
●本軒		290	91	(本百姓) 21	34
内農人		30	40	21	(農人漁人) 22
内職人		15	5		1
内商人		195	5		11
内漁人		50	(農漁) 41		
●半軒		78	10		40
内農人		10	6		(農人漁人) 25
内職人		9			2
内商人		39			13
内漁人		20	(農漁) 41		
●門男		137	61	(門男百姓) 16	14
内農人		15	55	16	(農人漁人) 10
内職人		2			1
内商人		72			3
内漁人		48	(農漁) 6		
●浦百姓				211	
内漁人				160	
内職人				11	
内商人				40	
人口		2091	770	1054	418
内男		1119	408	550	215
内女		972	362	504	203
船数		142	62	190	34
内廻船		13		2	1
内漁船		117	49	154	33
内鯨船		12		6	
内惣海船				(鯨網) 7	
内肥船			12		
内渡船			1		
内網船				21	

出典：『防長風土注進案』より作成

ので、元禄十五年（一七〇二）にいたり、これに加えて網六帖から各三合あて、都合一升八合前を上納するという取り決めをしている。この三合というのは、後に漁の利益配分でも触れるが、漁に関わった人間一人前を一升とするので、その三割ということになる。元禄時代に白潟には鯛などを対象とする引網が六組あったので、六帖ともに漁があれば、漁師一人分以上の収入が住職のもとに入るということになる。

ここで表1によって、あらためて四つの村の基本的性格を確認しておこう。なお白潟は本稿で問題とするイルカ漁には全く

関係がないので参考にとどめる。表中の門男とはさきにも触れたとおり「もうど」と読み、土地を持たない隷属民をさす。まず村の規模でいうと、瀬戸崎は商人が圧倒的に多い商業的な性格をもち、しかも本軒という自立した者が多くを占めている。それに対して漁人とされる漁師は本軒と門男とがほぼ同人数で、これに半軒を加えると漁人は一一八軒、それに対応するように漁船が一七あり、村落構成は複雑である。

次に大日比の状況であるが、青海・大日比浦を合わせた記述であるため、それぞれの集落の内訳は不明だが、青海はもっぱら農業といわれているので、農漁兼業とあるのはほとんど大日比浦の者であり、漁船もかれらが使用しているものである。肥船一二艘は、藻草などの肥料採取用に青海湖（図1参照）で使用されたものであろう。

次に通浦の場合は、わずかな本百姓をのぞくとほぼ全戸が漁業従事者であり、漁人一六〇に対して漁船だけで一五四艘を数えるから、ほぼ全戸が一艘を有していることになる。また鯨船六と鯨網七を合わせた一三艘は、瀬戸崎の鯨船一二艘と対応する鯨組の存在を反映している。こうした数字を比較してみるだけでも三村の違いを明瞭に読み取ることができる。

『注進案』には、瀬戸崎における漁業の主要な対象魚と漁法の具体例が記されているので、近世末期にどんな漁が行われている

たのか確認しておく。年平均で収入が多い順にみると、ブリ・サワラ・アジ・サバ・ワカナなどの諸漁が銀一八〇貫目、イワシ漁が八〇貫目、大敷網漁が五〇貫目、捕鯨が四〇貫目、長縄一〇貫目などである。収入対象には挙がっていないが、当村に見られる魚類として江豚も見える。いっぽう通浦では、鯨漁とイワシ網漁が各銀八〇貫目、アジ・サバ漁が五〇貫目、大敷網漁二〇貫目、長縄漁が一五貫目などで、生息魚類にはイルカは見えない。大日比は、海魚類については瀬戸崎と同様とし、漁業については単に銀一五貫目とあるだけである。また白潟は諸漁一二貫目とあり、魚種の記載はない。これから見ても瀬戸崎と通浦とともに漁業の比重が高いことがわかる。

宝暦四年（一七五四）正月、村々にきた回状（上利家文書八七号<sup>①</sup>）に、「全く突然ながら鱧立網漁を禁止するという回状がまわってきた。瀬戸崎からの要請により、鱧漁の網のために内海に入ってきた鯨が驚いて出てしまうので、捕鯨の妨げにならないように今後は鱧立網は禁止する」と書かれていた。これに驚いた大日比浦鱧網所持御百姓十五人はただちに反論し、結局この命令は撤回されたが、その反論文に漁の実態をうかがわせる記述が多いので、重要な部分を紹介する。

そもそも鱧網漁は古くから実施していたのだが、ある時期から内海にブリが来るようになったのでブリの立網漁を始めたが、その網は以前からの鱧漁の網の転用である。鱧漁は三〇年ほどはよい漁があったからである。このブリ漁も衰え、次には大イワシ漁がよかったが、これも終わり、二十年ほど前から冬夏サバが来るようになって一〇年ほど前までは盛んであった。いっぽう、鱧漁は十五年ほど前から復活し、年々増加して六、七年

前から魚も増えてきたので立網も増加して、今では大日比にとって渡世第一になっている。そもそも捕鯨は一〇八年も前から始まっており、その間、支障があったということもない、というのが反論の主旨である。これによって二、三十年ごとに漁の対象となる魚種に盛衰があることがわかる。

## 2 元文四年のイルカ漁をめぐる大日比浦と通浦の騒動

近世の仙崎湾においてイルカ追い込み漁がおこなわれていたことを示す確実な史料はきわめて少ない。そのなかで上利家文書に含まれる下記の文書は、イルカ追い込み漁について具体的な様相をうかがうことができる、管見ではほとんど唯一のものである。史料に出てくる地名などは図1に示してある。なお、鯨が湾内に入ってくるコースについては次のようにいわれているので、イルカもほぼ同様とみてよいだろう。

鯨が仙崎湾内に入ってくるのは秋末から来春までだが、その経路はほぼ一定していた。仙崎湾の入口にあたって通浦の東側に大島、笹島があるが、この島と本土すなわち立目浜との間の瀬戸を「大口」といった。鯨はこの大口から湾内に入り、出るときには大島と通浦との間の狭い「帆留口」を通過して出て行く。入ってきた鯨を入鯨、出て行くのを出鯨といった。入鯨、出鯨の定義はいまいではあるが、これは入鯨の場合は瀬戸崎がより早く接近でき、出鯨は瀬戸崎を通過して通浦に接近したものである。それぞれが捕獲の権利を有すると決められていた。このことについては、後に触れよう。イルカについてはこのような具体的な言い方はないが、おそらく同様な経路をたどり、

かつ鯨よりも湾奥まで入ってきた可能性が高い。

元文四年（一七三九）五月十五日、仙崎湾に回遊してきたイルカ群の捕獲をめぐる通と大日比との間で争いが起こった。内容は両者のどちらに最終的な捕獲の権利があるのかという点に絞られるが、両者の言い分を見ることで、漁の規模や漁場の権利関係が浮き彫りにされる。まず、ことの発端を、通浦の庄屋設楽市郎兵衛らが大日比村の年寄上利清七あてに送った同日付けの「世飛舟を以得御意候如ハ」で始まる書状で見てみよう（上利家文書八七七<sup>60</sup>）。

今日七ツ時分通浦真弓木網代かゝりニ而鯨追留段々鱚網ニ而立過シ、掛坂を詰立込可申方便仕、追々網を掛廻し申内、爰元之網沖ふさぎ申方便仕候処、其元之獵舟網舟共ニ段々相掛け鯨之尻へ廻り追取、其元之方へ追取申ニ付、狼藉の仕方故闇と為証拠之黒瀬網代掛りニ而其元津の惣右衛門網舟爰元へ漕戻り、惣網頭が私方へ申出ニ付、今日沖相へ罷出候村君中不残申方相尋、左候上其元之乗組之内、庄兵衛・甚右衛門其外相分別仕候処ニ、此方見付之通不心得成境を越シ而右鯨を追取候段、十口無御座候由御座候儀ハ爰元網代南境之儀ハ格別之儀往古々之り御合着之前ニ御座候。左候而右之狼藉成作廻各々様被申は、毎日ニ而ハ御座有間敷候へ共、かねく御沙汰筋御座候ハ、心得存事ニ候。就夫此度之鯨此方之海、其上沖ニ而網を置拵節立留申方便仕候内、其元之網舟獵舟共ニ数艘受トリ追出其元追取申段、無法儀ニ御座候ニ付、右之鯨其元御留御取止候とも、此方之鯨うはひ申たるにて御座候間、員数無相違此方へ受可申候。言語ニ御座候故御返答可及承如斯ニ御座候。於御分別ニハ願分御沙

汰ニ不及様ニと存候事ニ候。尤沖ニて之差掛り此方之内当懸數之網代かゝりニ御座候へ共、其元衆中黒瀬網代掛りニ而右之作廻仕候通たつて被申候故、為旁先右之乗組之衆中御返答候上、可差返と留置申候。恐恐謹言

五月十五日

庄や 設楽市郎兵衛  
惣年寄 山田忠左衛門  
年寄 村田庄兵衛  
同 村田左兵衛

年寄 上利清七 様

内容を確認しよう。十五日の七ツ時分（午前の四時頃）に、イルカの群れが通浦の真弓の木という網代に近寄ってきたので、通浦の漁師たちは掛坂のあたりから鱚網を掛け廻して追い込みをしていたところに、大日比の網船と追い込み舟がイルカの後ろにまわって大日比の方に追い込んでしまったのは、誠に狼藉の限りである。そこに大日比の惣右衛門の舟が漕ぎ戻り状況の説明に來たので、当方としては後日の証拠とすべく、彼らが不法な行動をしたのではないかと詰問した結果、大日比の者たちが越境してイルカを取ってしまったということ、普段から境界を越えてはならないとは知っていた、という言質を得た。大日比が捕獲してしまったイルカは、本来当方のものを奪い取ったものであるから、一匹残らず返却すべきである。しかるべき返答があるまで、この舟に乗っていた者は当方に留め置く、という内容である。

相手側の人間をとらえてしまうということは、長州藩の漁村



の慣行であった。他浦漁民の侵漁があると、追船をかけて中止を求め、応じない時は自浦に連れもどり、彼我の浦役人間の交渉に委ね、協調不調のときには代官の決済を仰ぐことが行われていたからである。

通浦からの詰問に対する上利清七の返書は残っていないが、真っ向から嫌疑を否定したものであったらしい。そこで同月十七日、通浦の庄屋設楽市郎兵衛以下年寄らが大庄屋岡藤喜兵衛に対して、より具体的な内容を記載した訴状を提出した。その「御断り申上候事」（上利文書八七⑥）は、さきの書状の内容を詳しく述べたもので、大日比の六人乗り組みの網舟は伝右衛門・惣右衛門の所有であり、そのうちの二人が庄兵衛・甚右衛門であったことが判明する。通浦ではこの一件を慣例に従って「御手子半内殿」（代官所の下級役人）に申し出、翌十六日に海上に泊めおいた大日比の者に昨日と同様のことを確認したうえで解放するという展開になった。

この争いは具体的経緯もさることながら、当該海面において通浦の漁場専有権が認められているかどうかに絞られる。つまり、単にイルカ追い込みの争いではなく、漁場の権利をめぐる積年の対立が顕在化したものといえてよい。

文書の末尾にある次の文言が問題の本質を表している。

右通浦之儀ハ脇浦之境を越入相之獵不相成段、往古も無紛、猶又近浦之儀弥以此段存知之前ニ御座候。然所ニ此度之鯨大日比之狼藉之仕方ニ而押獵被仕候段ハ、往古ハ大切之御証抛物無要ニ被仕候。附ハ向後を御座候とも趣心得奉存候。当浦之儀ハ後地等茂無御座、海上を目当ニ数千人の獵人往古之御仕法相

守り罷居候処ニ、近浦ヶ様之仕方掛候時ハ先々浦難成立事ニ而御座候間、幾ヶ茂此段宜被成御沙汰可被下候（下略）

すなわち、通浦の海域は入会を認められていないということ、周辺の浦々にもよく知られている。しかし今回のような狼藉があつて無理やり漁を行うようになれば、昔からの証拠もないに等しくなってしまう。何より通浦は土地も狭少であり、海上だけを頼りに数千人が昔からの法に則って生活しているのであるから、それが否定されては生活が成りたないものである、といった意味になる。

これに対する大日比の反論「御尋ニ付書附を以返答申上候事」は、次のようである（上利家文書八七号⑦）。

イルカ群がやってきたとき、大日比でも舟を出して「はいこ嶋」の沖に出たが、通浦の船団が群を通浦の「大嶋野能之網懸り」に追い込んでいたので、櫓漕ぎもやめて事態を見守っていた。ところが野能に追い込んだものの網の長さが不足したために群は抜け出してしまった。そこで通浦の数十艘が群の先頭に回って追い戻そうとしたが群は思うようにならず、いっさんに紫津浦口にやってきて、「はいこ嶋」沖に流していた網のため湾内に入ってしまった。そこで大日比の「つりわ崎」から「鯨瀬」の間に網を立切り、夕方過ぎまでに大日比の「大くひ」に立込んだのである。

また通浦に連行され、「彼地役人村君中」から厳しく尋問された大日比の二名は、「網船之儀ハ植付之時分ニ而乗組之者居相不申」子供あるいは廻船の船方に類する人間で漁のことには

詳しくないうえ、数十艘数百人に取り囲まれたのでは相手方有利の問いかけにもそのように答えざるを得ない状況であった。

「手前之勝手能様ニ問懸通海ニ仕立、纒之いるかをうばひ可取方便、大浦にも似合不申」ように聞こえるし、「畢竟大日比之小浦をあなどり無躰之仕方」であると述べた。両者は真つ向から対立する。なお文中の「村君」とは、網ごとに二名がついている世襲の家筋の者たちをさす。

では、さきの入会に関しては、大日比はどのような主張をしたのであろうか。ひき続き反論を見てみよう。

「沖相ニ而鯨追候儀ハ往古ノ之参懸リニ而、通・瀬戸崎・大日比・白潟沖中迄罷出、互ニ銘々之網代懸リヘ追申候事ハ往古ノ之参懸リニ而御座候。此趣ハ瀬戸崎・白潟ヘ御尋被成候ヘハわかり申儀ニ御座候」とし、船が通るところは他国の海であっても通行自由、いわんや近浦の場合、せいぜい五間、十間の出入りなど問題にならない。「右之上通沖相ニ而鯨追候儀ハ往古ノ之参掛リニ而、只明日にても鯨参候ヘハ沖中迄ハ浦々出相ニ罷出、銘々之網代懸リヘ追候儀ハ他浦ヘも御尋被成被聞召可被下候事」とつっぱねる。すなわち沖合での追い込みは各浦の自由競争であり、それぞれ自村の網代に追い込んで捕獲するというのは、関係浦々の了解事項である。そして捕獲したイルカを返却せよとの申し入れに対しては、「翌十六日鯨取上候時分、御手子半内殿御出被成員数等御究を請、商人相集入札ニ仕売払申候」すなわち、役人である半内から員数の確認を受けて商人たちに入札によって売却した。

最後に、内海の奥に位置する大日比の地理的状况を述べながら、鯨漁が大日比の生業として大きな意味があることを強調し

た。

「右大日比浦之儀ハ内海ニても別而奥浦之儀ニ而御座候ヘハ、いるか参候節入魚通浦ヘ取授シ奥浦網代懸リヘ参候迄は詠め居候様ニ仕候ヘハ、前々ニても又さきと御座候ても鯨不相成事ニ御座候。然共先格ニ而沖中迄ハ罷出網代勝手ヘ追候事、浦々申分無之参懸リ故、近年も他浦ニハ鯨無御座候ヘ共、少々宛ニても例年大日比浦ニハ鯨無御座候事、此度通浦ガ事新ク狼藉之仕方、何共難心得奉存候。大日比浦之儀ハ他浦と違内海を肝要と頼ミ居候浦之儀ニ御座候ヘハ、此先鯨参候とても沖中迄追シ出候様ニ不相成時ハ、先々御百姓之取続も不得仕、浦及大破申儀ニ御座候」

このなかで、大日比が強調しているのは、内海の入口に位置する通浦が周辺海域の権利を優先的に持つて自らの網代に追い込むのを他の村々は拱手傍観し、通浦が取り逃すのを待たねばならないというのは、湾奥にある大日比にとっては死活問題であること、したがって従来からイルカを発見したら、それがどこの村であっても自村の網代に追い込むことが認められてきたのである。ただし実際にイルカ漁を実施してきたのは大日比だけであったのだが、通浦が新規参入をすることで優先権を主張し、大日比が沖合からイルカを追い込めなくなるようでは、この先、大日比村の存続は危うくなってしまうと述べる。

こうした村内の意向を反映して、庄屋重村左兵衛、年寄上利清七の連名で、大庄屋岡藤喜兵衛に対してこの返答書を認めたのであった。

以上のやり取りの結果、事態は大日比の主張どおりに展開し、あらためて内海におけるイルカ追い込み漁は、各村が自由に自

分の網代に追い込んでよいということが確認された。それを示すのが次の「覚」(上利家文書八七号<sup>63</sup>)である。

一、先月十五日大日比浦取留之鯨、最初通浦まゆみ木網代ニ而立込申様ニ相見申ニ付、大日比浦網舟追舟中ニ流居候内、如何仕候哉右の鯨ぬけ出通浦網代ひひ一さんニ紫津浦の方へ參候節、通浦網代へ大日比浦網舟壹艘不心得ニ而入込申ニ付、通浦連れ戻り被申、及諍論通浦を勤場表へ被申出ニ付、各取扱を以右之鯨手前とも方へ申請、向後大日比浦通浦網代江入込不申様ニと重畳申渡落着仕候。尤内海へ鯨入込沖中ニ而銘々網代勝手ニ追廻シ候段、前々之通相違無之候。左候て右之鯨不殘大日比浦取分ニ仕、無出入相済申候。為後年如斯ニ候。以上

未(元文四年)ノ六月

大庄屋

岡藤喜兵衛

庄屋

勝屋次郎左衛門

恵米方

田中久右衛門

年寄

上利清七

殿

以上のやり取りの中から、仙崎湾内における近世のイルカ漁について次のようにまとめることができる。

内海に回遊してくるイルカの群れは、それを発見した村の船が自由に各集落の地先に設定されている網代まで追い込むことができた。しかし、実際の追い込み漁は大日比だけが行っており、もっとも有利な湾の入り口に位置する通浦は、常時行う体制にはなかったとみられる。その理由は、鯨の回遊時期がイルカの回遊時期と重なっているためであろう。本事件が起こった

五月は、先に見たように十月から翌年三月までの捕鯨シーズンではないため、鯨組は解散している最中である。したがって通常はイルカには関心を持たなかった通浦漁民が、個別に行っていた網漁の最中に捕獲行動に移ったものと考えられる。大日比の場合は、ほとんどが半農半漁であり、鰯漁などの小漁に毎日出漁している。当然ながらイルカの群れに接する可能性は高い。イルカ追い込み漁は、網船(主として鰯網を活用するが、大日比では三頭網という追い込み用の特別な網を用意していた)と猟舟の連携によって行われる。追い込み漁は、百人以上が関わる大規模なもので、猟舟がイルカを網代の方に追い込み、狭い入江に入った群の背後を網で仕切ってから捕獲した。この事件の発端は、通浦の漁師たちがせっかく張った網の長さが足りずにイルカ群を取り逃がしてしまったことにあるが、それは通浦にはイルカ漁に対する経験と組織がなかったことを示している。なお、捕獲したイルカはただちに陸揚げされ、参集した商人に入札によって売却された。

ところで、なぜ近世におけるイルカ漁の記録が僅少なのだろうか。それは、イルカ漁は年によくて数回、場合によっては数年に一回という頻度であり、生活を支える漁業としての位置づけではなく、捕鯨のように藩財政と結びつくほどの比重を持っていなかったからであろう。ただし、イルカ漁が実施されればその利益配分のために必ず算用帳が作成されたはずなので、近世の算用帳などは筆者の目に触れていないだけかもしれない。

近世におけるイルカ漁としてはこれ以上を明らかにできないが、明治以降昭和まで行われていたイルカ漁の記録が大日比に残されているので、次に、その記録をもとに漁の実際や収益配

分方法などを見ていくことにしよう。内容的には近世の伝統をほぼ受け継いでできていると推定できる。

### 3 イルカ漁聞書き

次は一九九四年二月に現地で行った聞き取り調査の内容であるが、まず通浦での捕鯨に関する伝承を紹介しておく。イルカ漁とも共通する点があるからである。大日比と通を結ぶ道路が開通する昭和五十五年まで、通はまったくの陸の孤島であった。冒頭紹介したように、ここが有名なのは、捕獲した鯨の頭ごとに戒名をつけた過去帳と、鯨墓と称する元禄五年建立の供養塔があることで、それを伝えている向岸寺では、毎年この過去帳の戒名をすべて読み上げ、年寄りたちが供養するとともに、お船唄を歌う「鯨回向」という行事が行われている。本堂には、山越阿彌陀図の前に鯨位牌が安置されていて見学者も多いが、写真撮影は一切お断りということだった。

この向岸寺を本寺とする清月庵という小さな観音堂がある。今は無住で地元の人がお守をしている。この中に「通浦漁業協同組合」があげた「鯨鯢魚鱗群霊」と記した位牌がある。なお、供養塔の創立三〇〇年のイベントを平成四年に行ったが、その時、鯨の形をした燈籠を海に流したことがあり、その一部が提灯のように吊るされていた。また、美術の先生がつくったという古式捕鯨を示す木彫（鯨に網がかかり人が取りついている）が二つ、仏前に供えてあった。

一九九四年に通浦の野上公民館長からうかがった捕鯨の様子の一端を次に記す。

鯨漁は、ヤマミが発見すると、青松葉を焚いてノロシをあげたり、白旗（シルシバタ）をあげて合図する。鯨を追い込む時にフナバタをたく棒を「カリボー」といった。沖合親仁（おやじ）は宰領船の上で長さ六五cmほどのダイ（采配）を振って指揮をとる。鯨が網にかかってから船の上から投げる銛は、ツバキの木で作った柄にはめこみになっていて、細い部分に長い綱を結びつけてある。この銛のことを、クダモリという。クダモリは何本かを、山田貴三さん（屋号を豆腐屋という）が持っている。大きさも数種類あり、これは主として鯨とりに使ったという。手入れをしておかないとすぐに錆びてしまふといって、時々研いでいるという。鯨をとるとお稲荷さんに二〇〇匁のアカニク（鯨肉の場合はカワ「脂肪のついた皮」と赤身とを厳格に区分し、食べ方も異なる）をあげた。これは一軒の配当分と同じであるが、混乱に乗じて肉の一部をこっそり隠すこともあり、それをナイショといった。

筆者が通浦で何人かの人に尋ねてみたが、ほとんどの人がイルカは食べないという答えだった。食べたという人もいたが、それは大日比の親戚にもらったからというのである。食べ方は、①さしみ 白いところに湯をかけ、包丁で切りわけて、酢・醤油で食べる。中には赤身を食べる人もいた。参考までに、当地では普通の刺身も一般に酢醤油で食べる。②なべに（鍋煮）赤身はすき焼のようにして食べる。ネギや春菊と一緒に煮る。これは別名を「にぐい」ともいった。炊けるそばから箸でつついて食べた（何か病気の時にはイルカの生き血を飲むとよいと聞いたことがあるが、どんな病気かは知らない）。

大日比では商人が「いるか、いらんか」といってよばわった



写真3 ウオミから「家の前」を見る（1994年9月撮影）

という笑い話がある。大敷網の人は、イルカがブリをまとめてくれるのでよいこともあるというが、一般にイルカは漁の邪魔者であった（イルカに追われると魚はギュッと群れを縮めてかたまる）。春先に群れが来るが、何ともしない。イルカが来るのと釣漁にとっても獲物が二、三日はつかなくなってしまう。

つぎに紹介するのは、大日比の網本である岩本淳式さん（昭和二年生まれ）、旧家で地下の総代である奥村稔さん（昭和四年生まれ）、からイルカ漁の実際についてうかがった内容である。この大日比は彎曲した砂浜に沿って家が並ぶが、その浜を「家の前」と呼び、海に向かって左手、すなわち北側に海に突き出した小さな岬があってそこに山がある。これがウオミの場

所であり、かつて三か所の場所が設定されていた。ひとつは家の前の浜がよく見える場所、ひとつはその反対側にあたる大首やアキンドの浜がみえる場所、そして中央には岬の遙か向こうを見通せる場所があった。奥村さんの案内で頂上まで上ってみたが、木が成長していて眺望はまったく無かった。

ただし、家の前の浜を見通す場所からは木々の間から浜が見える。以前は松の木があって、そこに身体を持たせて見張ったものという。ここでは、主として、シビ、ブリなどの動きを見張った。もちろんイルカもその対象だが、捕獲できそうなイルカの群れがこの近くまで来るのは数年に一度という頻度であったらしい。イルカの第一発見者には報償（見初賃）ができることになっているが、記録でみる限り、海上で操業していた大網の仲間が発見することの方が多かったようだ。なお、この小山は「ムウラヤマ」と呼ぶ。すなわち六浦山で、六つの浦が見通せるからだという。ふもとは石の祠があって、オードシ様と呼ばれている。なお『注進案』には天文十二年（一五四三）の棟札が掲載されており、上利一族の子孫繁栄を願った神社であることがわかる。

鯨漁は通と、長門の西の方の川尻が盛んであった。大日比でも捕ったが、内海に入り込んだものを捕獲する程度で、積極的に捕りにいくことはなかった。イルカ漁についても、遠くから追い込んでくるのではなく、湾内にきた群れを網で囲むものであり、一年に一回か二回程度であったらしい。総代引き継ぎ文書にみる限り、大正時代以降は数年に一度である。

ここにはイワシの引網が昭和四十三年までは四統（岩本網・前田網・北隠居・上田網）あったが、以後は三統になった。イルカやクジラの漁には、これらが協同してあたる。網元は、以下の通りである。

- ・ 玉下（タマゲ）網 仙崎の田中益蔵（通称田益だが、玉下の意味は不明）
- ・ 岡田網 仙崎の持山太兵衛

・前ノ網

白潟の岡田某

いずれも大日比の人ではない。これは『注進案』にあるように、このあたりの漁業権が仙崎（瀬戸崎）にあったことと関係があるようだ。大日比の住民は、ほとんどこの三統の網のどれかに所属していた。そして各家で長男が生まれると「高三合」といって、その時から利益の配分をうけるようになる。もちろん、長じてその網に従事することが暗黙の了解事項である。

この三統の大網は、秋から冬にかけてイワシ（カタクチイワシ）をとるもので、夏場は藁網のために痛みが激しいこともあり、寺の下の方にあった小屋に収納しておいた。大網の船は、肩幅が一〇尺、長さが四〇〜五〇尺。トモが二間、アミクリマ・ツナクリマがあった。各網の元には、コアミと称する大きさが三分二程度の網（やはり藁網）があり、それでヒラゴイワシをとった。このイワシはオオバイワシの子で、ダシにするもの。小網の網元は大日比にあった。玉下網の場合には奥村さんの家が網主であり、前ノ網は前田さん、岡田網は岩本さんがそれぞれ網主だった。小網は冬場は引かないが、船を収納する小屋はとくになかった。

イルカが入ってくるのは海底の地形が棚のようになっていることが必要ではないかという。これは網代を仕掛ける場所にも言えることだ。イルカを沖で発見すると、船板などで船縁を叩いたり、イカリをドボンと海に落したり、あるいはロガリ（櫓狩り）と称して、櫓を海に打ちつける方法で追い込んだ。群れはたいていイワシを追って来たようだが、イルカは海上を飛ぶのが見えるし、イワシについた鳥が飛んでいるのでも群れの所在が分かった。イルカの背鰭が海上に切れ目なく見える時は、

六〇〇頭はいると言ひ伝える。イルカの種類では捕りやすいのはゴンドウ、ネズミで、カマは散らばってしまつて捕りにくい。カマよりももう少しコマイのがいてボンボンよく飛ぶ。これもとりにくい。沖側に二帖分の網を張り、まわりで群を脅す。群がかたまつてきたら外側の網一帖をあげて内側に張る。最後にイルカを岸に引き寄せるのがイルカ網で、常には消防団の車庫の脇にある共有の網蔵に保管している。網蔵は二階建てで個人持ちの建物を買取ったものだが、中にはまだイルカ網がしまつてあった。以前NHKの新日本紀行のロケがあった時、この蔵から網を引きずり出す場面を撮影したそうで、奥村さんも出演したという。

イルカ網の中央は「ミトアミ」（算用帳には三頭網と表記されている）あるいは「オアミ」といい、昔は貴重だった芋で編んであった。網目は八寸。その両脇に藁縄で編んだ網を付ける。この網目は一尺二寸。その外側にさらにイワシ網をつける。こ



写真4 大日比のイルカ網保管庫  
(1994年9月撮影)



写真5 イルカ網保管庫の内部  
(1994年9月撮影)

れは三尺五寸目である。この両端を海岸から引っ張ってイルカを引き寄せることになる。網にはウケ（アンバ）も錘もつけてない。網の重みで沈むようになっていく。イルカ漁の時には、海岸にあるどの船でも勝手に使ったことになっていく。引き寄せられたイルカがオカに近づくと若い衆が海に入りオカの方に引張りあげる。このときは鼻（噴気孔）に特製のカギを引っ掛けて引き寄せ、刃渡り六〇cm位、柄が一間もある大きな鯨包丁を使って、血抜きをする。これを怠ると臭くて食べられない。まず首の付け根を骨に達するくらいまで切り、ついで腹を割いてすぐに海につける。

やがてイルカを食べなくなり、水族館に頼まれて生け捕りにするようになった。記録の上では、昭和三十八年から出てくる。こういう場合、従来の網だとイルカが頭を突っ込んで死んでしまうこともあるので、鼻先が入らないように五寸目のシビ網を使用するようになった。群れが大きい時は、囲い込んだあとで、一日に二回にわけてとりあげる事もあった。とりあげるまでは逃げないように網に沿って船をだした。それは消防団の仕事で夜番と呼んだ。イルカは市場に出して売却するが、数頭はオカズとして手元に残し、地下中に配った。祇園様には切身を供えた。

〔食べ方〕

- ・さしみ 赤身を生のままで食べる。寒い時は捕獲後二、三日のうち、あるいは一週間ほどは刺身で食べることもあった。
- ・みそ煮、テキ
- ・塩漬け 塩にして桶に入れ重しを載せた。昭和二〇年代まではどこの家にも瓶に漬けてあり、何年ももったという。皮

（脂肪付き）も同様。

食べる時は海水につけると塩気が抜ける。真水では抜けない。夕方食べようと思ったら昼過ぎに糸で肉をくくり海水に漬けておく。大根などと煮て食べた。

ここでは干物にすることはなかった。

- ・内臓 腸はヒヤッピロといい、割ってしごいてから茹でて酢醤油で食べる。アズキ（腎臓）は湯搔いて酢醤油。心臓はココロ、肝臓はキモといい食べ方は同様。ヒレも早いうちにきざんで湯搔いた。セビレのことは「ダイ」と呼び、皆で分配したが希望者が多かった。シッポは骨があるから人気がなかった。ダイは薄く切ってから少し塩で揉んでから茹でて酢醤油でたべる。

イルカを食べると温まるという。これはクジラではあまり聞かない。またイルカの血を飲むと貧血や血の病によいといわれていて、イルカがとれたと聞くと仙崎からも血をくれといって貰いにくる人がいた。男でも肺病の人や衰弱した人は飲んだという。臭いので、鼻をつまんで飲んだ。凝固した場合は塩を入ると溶けた。

七五歳の女性によると、貧血気味だった自分を姑が心配して、イルカ漁があると海岸に茶碗を持って出て、イルカを切った男の人に茶碗を渡して血を汲んでもらい、持ってきてくれた。薬だと思って飲んだが、生暖かくて気持ちが悪かった。しかし、貧血には効いたとおもう。二六歳の時である。イルカの胎児を入手して裏山で蒸し焼きにして、真黒になった身を挿鉢で摺って粉にし、飲ませてくれたこともある。夫の姉妹にもこれをわけてやったが、貧血や産後の養生にいいし、めまいにもよく効



写真6 海豚算用帳の表紙  
(大日比惣代引継文書)



写真5 海豚算用帳部分。上は昭和35年、下は昭和38年 (大日比惣代引継文書)

#### 4 算用帳にみるイルカ漁の実際

いたそうだ。

大日比の総代が引き継ぐ文書の中に「海豚仕切人附算用帳」などの表紙をつけた横帳が保存されている(表2)。その中で一番古いのは大正八年のものであるが、記載方式はたいして決まっっていて、最初に今回のイルカ漁に際して、三つの網組がそれぞれどんな役割を果たしたかを記録し、次回の役割を確認している。ついで、捕獲漁・売上に続いて、必要経費が列挙される。配分額は総売上から必要経費を引いたもので、その一〇分の六が「押出分」、一〇分の四が「高」という。押出分とは、実際に沖でイルカを狩り込み、網を引いた者に対する配分であ

表2 大日比における海豚算用帳目録(総代引継文書)

1	大正八年五月廿四日	海豚仕切人附算用帳	地下大網中	総代元控	上利
2	昭和七年一月廿二日	海豚仕切人附算用帳	地下大網中	総代元	上利喜エ門
3	昭和十五年二月二日	海豚仕切人附及記録算用帳	地下大網中	総代元	上利善吉
4	昭和十五年一月二日全十日	海豚及ビ鯨仕切及ビ算用帳	地下連合	玉下網	
5	昭和廿二年一月十一日	海豚仕切記録人附算用帳	大日比浦網中		
6	昭和廿四年一月廿五日	海豚仕切算用帳	大日比浦網中		
7	昭和三十五年二月二日	海豚仕切記録人附算用帳	大日比浦網中		
8	昭和三十八年四月十五日	海豚仕切記録人附算用帳	大日比浦網中		
9	昭和四十三年五月二日建止三日捕獲(五月十九日算用)	海豚算用及人附記録帳	大日比浦網中		
10	昭和四十六年四月廿日建止廿一日捕獲	海豚算用及人附記録帳	大日比部落網中		
11	昭和四十七年四月十四日建止同日捕獲	海豚算用及人附記録帳	大日比部落網中		
12	昭和四十九年二月一日建止	海豚算用及人附記録帳	大日比網中		
<b>参考 鯨算用帳</b>					
1	大正七年二月二十一日	鯨建止勝負分配控	大日比総代	山根種□(蔵?)	
2	大正十五年二月十八日	鯨仕切及ビ算用帳	地下大網中	総代元	奥村
3	(表紙欠) 本文冒頭	「昭和十二年一月十二日建止 十三日取上 鯨一頭」			
4	(海豚と重複)	昭和十五年一月二日全十日	海豚及ビ鯨仕切及ビ算用帳	地下連合	玉下網
5	昭和廿二年一月十三日	鯨仕切及ビ算用帳	地下大網中	総代	中根



り、高とは、オカでの参加者に対する配分である。しかも、それぞれ全作業に参加したか、途中から退出したかなどによって支給率に差があった。ここでは一人前のことを一升と称し、五合というのは、その五〇％、三合といえば、三〇％という意味となる。長男には「高三合」という表現は、この慣行に由来する。ここで算用帳による利益配分の原則と実態をみてみよう。

昭和七年一月四日、イルカの種別は不明だが八二本の漁獲があった。その時に作成された算用帳の全文を史料1として末尾に掲げたので、参照されたい。このときのイルカの平均重量は貫目表示を換算して九〇kgほどであるから、後年の記録に出てくるカマイルカあたりではないかと想像されるが、当時の価格で合計一六三八円五六銭（仮に①と表記、以下同じ）、一頭あたり約二〇円になった。配分方法は、まず、総計から入札費用、沖切賃（イルカに直接手を下して首を切ることに対する特別手当）、見初賃（最初の発見者への報奨）、初穂料などを差し引いた一五〇六円五六銭②の十分の六にあたる九〇三円五六銭を「押出」③として配分する。その残り、六〇二円六三銭④から、「子供押賃菓子代」「夜番」「海豚カギ二〇丁」や酢、豆腐などの諸雑費⑤を引き、その残り、四七二円五六銭から、網の使用料や修理費など直接漁具に関わる費目⑥を引き、その残り、三七八円⑦を「高」二三人九合五勺で割ると一円五九銭余となるので、きりよく一人分一円五〇銭として、それぞれの高に応じて配分する。残額の二二円余を何に使用したかはわからない。この流れを単純化すると、「①－②」×③×④×⑤－⑥＝⑦となる。この数式のなかの「①－②」×③×④×⑤が押出③として、実際の追い込みや引き上げに直接関わった割合に応じて

配分され、高⑦は、住民として家族や年齢に応じた一軒あたり

の権利として配分される。この原則は記録が残る限り一貫したものである。試みに売上金額に占める割合を見ると、押出は、五五・一％、高は二三％に相当し、両方をあわせた個別収入の総額は、漁獲金額の七八・一％にあたる。いいかえれば、イルカ漁の場合は、全体収入のほぼ八割が戸別に配分されていることになる。

そこで比較のために近世（年代不明）の大日比鮪網の配分方法（表3）をみると、鮪網でも最初の経費を引いた残りが押出の基礎とはなるが、その割合は二割であって実質一八％、そのかわりに等助として参加漁夫への肴代などが九・四一％、高別銭が三二・三二％あって、合計すると五九・七三％でほぼ六割となる。これは鮪網という性格上、網主の取分が大きいことが影響していると思われる。この計算表の場合、マグロ漁の具体的な方法が明らかではないが、通浦での聞き取りでは、秋口になるとシビ（ホンマグロ）が回遊してくるのでシビ網で囲いこみ、浜に引きよせて一匹ずつとりあげた。なかには一匹で一〇〇貫目のものもあったという。漁法としてはイルカとよく似ており、高別銭の存在は、村落全体としての漁労活動が必要であることを示している。

なお、イルカ漁に際しては、捕獲した中から肴として二、三頭を最初から除外しておき、赤身と皮（脂身）を全戸平等に配分する習慣がある。昭和三十五年の規定では、三頭までは平等に分けるが、それ以上配分する場合は、赤身と皮とも、海豚計算（つまり押出・高）の配分率に従うこととなった。同年の計算内訳を表4として掲げておく。

表 3 大日比鮪網漁獲金配分法 (100円の売上があったと仮定した配分額)

100円	魚売揚手取金		
内 10円	1割	税金及酒代其の他経費 (中引)	
残り 90円			
内 18円	2割	当日出漁せる漁夫に分配 (押出)	
残金 72円			
内 40銭	2人分	魚売運搬の船賃	
1円		魚売人夫の食費	
残金 70円60銭			
内 23円53銭		資本主の所得 (網手、三分の一)	
残金 47円07銭			
内 9円41銭	二割 (等助)		
内 2円83銭		等助の内十分の三 (待番) 村君を除く網子に各戸平等に分配す	
6円58銭		十分の七 (肴代) 押出と加算して出漁せる漁夫に分配す	
残金 37円66銭			
内 5円02銭		三十分の四、網船二艘の所得	
残金 32円64銭			
内 30銭	百分一		
16銭		西円寺回向料	
16銭		前田要助所得 (明暦年間ごろ迄漁業権所有者末孫)	
残金 32円32銭		(高別銭と云う)	
		この高別銭の分配方法及其所得を享けるものの資格	
1		現業に従事せる漁夫及老人、病人等其他婚礼及葬式等の差支の為め其日の漁業に従事すること能はざりし人も一人分の所得を得	
2		村君 (其網組の代表者) 一人分	
3		網干場借地料として所有者に一人分	
4		使用網船二艘に付四人分	
5		手船一艘に付使用すると否とに拘らず三合宛	
6		網組の内現業に従事する家族に限り各戸五合宛	
7		各網組一統に付世話人五人あり一人に付各五合宛	
8		児童は現場に従事せずとも各半額宛、但しこれは昔はなかった	
9		檀那寺に回向料として一人分	
		備考、各戸長男は生後八歳迄は高別銭の三合を与へ九歳にして四合となし漁業に従事せざれば与えず、毎年一合を増し十五歳にして一人分となる、故に一生其網組の漁業に従事する義務を負うふものとす	

出典：山口県漁官生「古史料に生きる共栄漁村」(羽原又吉『日本漁業経済史』上巻601頁所収) より

表4 昭和35年2月2日建止 海豚計算書

計算書			
海豚	137頭		
代金	401,834円		
内	1,500円	見初	浜昌
内	4,500円	狩止	一隻当 300
内	3,300円	夜番	出勤賃 酒手
内	3,000円	夜番船	一隻当 150
内	4,000円	沖切	□崎 2,000 浜昌 2,000
内	220円	回向料	
内	2,640円	魚売	
内	6,500円	油代	
内	2,600円	魚売	船前
内	2,120円	薪代	
内	100円	電話料	
内	800円	酢醤油代	
内	3,000円	雑費	
合計	36,260円也		
外	海豚式頭	青年団	消防団
ノ	金365,574円也		
内	219,344円40銭	押出大□	
	90人ニ合割		
	一人前	2,430円	
一金	146,229円60銭		
内	28,235円	酒手	
残金	117,994円		
内	35,398円	網手	
	内訳	17,792円	荒手代
		17,792円	苧網代
残金	82,586円也		
	高引		
	135人8合5勺		
	一人前	600円	
一人前合計	3,030円		
(以下、押出70人、高74人と寺・網船分の配分割合及び、それに基づいて押出・高の合計金額が個別に列挙されているが、省略する。最も多いのが「岩本」で9,783円、最少は303円(高の一合分)となっている。)			
(最終頁) 昭和参拾五年 式月廿二日部落集会			
海豚網運営委員会選定 各網より参名(内一名 網主)			
北隠居網	田中養蔵	岩崎正一	
前掛網	岩本実治	永安松二郎	
前田網	奥村孝太郎	三輪末松	
上田網	上利善吉	三輪一郎	

出典：「昭和三十五年二月二日 海豚仕切記録人附算用帳」の後半部分)

個人に配分される押出は、作業に参加した時間によって一人前とか三合などという差がつく。その具体的内容を、昭和十五年に大首網代に大海豚十五本が入った時の算用帳でみてみよう（なおこれは参考ながら、同じ帳面の後半には同年一月十日「紫津浦網代ニテ白濁塩谷網鮪網ニテ鯨ヲ曳留大日比ヲ備ニ来リ大日比ヨリ寄網ヲ持行キ歩合ヲ高ノ五歩五厘ヲ大日比、四歩五厘ヲ白濁、右ノ通り相定メ捕獲シタリ」とある。このときの鯨は鯨で長さ四尋四尺、重量は二二五〇貫目、代金は一九八〇円であった。これを同年の海豚と比較すると海豚は一貫目あたり八八銭、鯨も同金額で、少なくともこの年には海豚肉と鯨肉の評価は同じであった）。

- 一 今回他ニ寄留又ハ出稼ニ行キタル人初ヨリ来リ中場ニテニゲタル者ハ高押出共三合前トス、又全部終マデ居タル者ハ五合前トス
- 一 当地ニ居リシ者ニテ平素大網ニ来ラス今回ハ始ヨリ来リシ者ハ六合前トス、若シ建止ニ間ニ合ザル場合ハ高本前押出四合トス

一 学校子供ハ通学中出漁ナシタル共高押出共半前ノ割合ニテ計算ス

但シ学生ト雖モ本前ノ者一人以上出漁セシ家族ニ限ルトハ雖モ本前ノ人居ザル家ハ之ノ限ニアラズ

高と押出は、ともに在住者が一人前の働きをしたとき、文字通り一人として計算されるものであるが、普段よそに出ていて、たまたま村にいたときに漁にあたった場合、最初から最後まで

参加しても五合（半人前）、途中までしかいなかった者は三合とされる。また在住者であっても普段は大網に参加しておらず、イルカ漁の時だけ加わった者は六割、イルカを確保してから参加した者は、四割の評価である。子供が学校にいる最中に漁があつて参加できなかった場合でも半人前の配分を行う。ただしその場合は家の大人が一人以上漁に加わっていることが条件であるが、該当する大人がいない家の場合は、別途考慮する。イルカ漁は村をあげての「行事」であるから、たまたま参加した人にも一定の報酬があり、子供にも配当があつたことがわかる。

戦後の昭和二十二年の算用帳では、この規定がさらに詳細になつた（史料2）。とくに老人や病人は戸主に限り高一人前を配当すると明記している。また一人前の年齢は、長男は十五歳、二男は十六歳と定めている。これが昭和三十五年（史料3）になると、長男三合前と学生前はともに廃止となつた。

表5は、大正八年から昭和四十九年までの算用帳から集計したイルカの捕獲状況である。群を発見しても必ずしも追い込み成功したとは限らないし、帳面もこれですべてとは思われないが、おおよその状況は把握できる。まず漁が実施された季節は、一月から五月まで、そのうち半分は一月と二月であり、冬期に回遊があることを示している。イルカの種類が明記されているのは、ハンドウ、カマイルカ、ネズミイルカであるが、昭和十五年の場合は「大海豚」とあつて一頭あたり平均で二〇〇kgを超えているから、ゴンドウの仲間だったかもしれない。陸揚げしたイルカは、入札によって販売されるが、一部が「肴」として全戸平等に配布された。

表5 イルカ捕獲頭数（当該年の算用帳より作成）

捕獲年月日	頭数	内 訳	売上金額	備 考
大正 8. 5. 24	258			
昭和 7. 1. 14	82	1 頭平均90kg	1,638円56銭	
同 15. 1. 2	15	大海豚同237kg	833円53銭	
同 17. 4. 4	102		6,376円64銭	
同 22. 1. 10	13	ハンドウ	90,052円	
同 24. 1. 25	25		42,818円22銭	
同 35. 2. 2	137		401,834円	
同 38. 4. 15	32		300,000円	22下関水族館
同 43. 5. 2	29	ハンドウ20、ネズミ9	600,000円	ハンドウ22鹿児島水族館 ネズミ 7 下関水族館
同 46. 4. 20	12	ネズミ	620,000円	ネズミ 5 下関水族館
同 47. 4. 14	17	カマイルカ	1,200,000円	5 鹿児島観光、12下関水族館
同 49. 2. 1	22	カマイルカ	1,340,000円	17下関水族館

しかし昭和三十八年から新しい傾向が生じた。捕獲されたイルカが水族館に買い取られるようになったのである。種類は不明であるが、三二頭のうち二二頭が下関水族館に引き取られ、以後も下関や鹿児島施設の施設に送られている。イルカに傷をつけないように網にも工夫をこらし、搬送用具にも費用をかけている。

イルカ漁は、生業の基盤となるほどではなかったが、思わぬ臨時収入をもたらした。漁のあとの宴会という楽しみも与えた。また肴として配分された肉は、貴重なタンパク源として戦後の食糧難の時代に役立ったと思われる。そして時代がようやく落ち着き始めた頃から、水族館が主要な販売先へと変わり、肉として販売することはなくなったが、かわりに「肴」として分配される量が増えた。昭和三十八年には三三頭のうち、水族館に売られた二二頭の残り八頭が「肴魚」、各一頭が漁協と水高（山口県立水産高等学校）に贈られている。しかし食糧事情の好転や食の嗜好の変化によってイルカ食も次第に姿を消していった。

### まとめ

青海島のイルカ追い込み漁の実際を、大日比集落を中心にみてきた。当地におけるイルカ追い込み漁の方法や、利益配分方法などは、列島各地で行われてきたイルカ追い込み漁と本質的に異なる点はない。ただ、近世における上利家文書の内容から、狭い湾内における大規模な追い込み漁が、捕鯨と共存しながら続けられてきたことや、「海豚漁算用帳」の分析から村落あげ

での一大行事であったことなどが明らかになった。そして、最終的にはイルカ肉を食べることがなくなり、イルカは水族館での展示用に売却されるようになったのである。

現在でもイルカ漁が行われている和歌山県の太地では、捕獲したイルカは食用として出荷されているが、同時にかなりの頭数が生簀で馴致されたのち、国内のみならず海外の水族館にも出荷されている。静岡県の伊豆半島でもかつてはイルカ漁が盛んに行われていて、なかでも安良里はよく知られていたが、ここでも水族館に引き取られるようになり、現在では東海岸の何か所をのぞいてイルカ漁は行われていない。食材から観賞用という変化は、昭和三十年代から始まっていたのであった。

註

- 1 『防長風土注進案』第十九卷（前大津宰判）一九六二年、山口県立文書館）以下『注進案』と略称する。本史料は天保期の藩政改革に際して、領下の周防・長門二国を構成する村落ごとに、その規模や産業、習俗などを記録したもの。なお、本稿をなすにあたっての現地調査は一九九四年九月および二〇〇六年十一月に行った。
- 2 羽原又吉『日本漁業経済史』上巻、岩波書店、一九五二年
- 3 徳見光三『長州捕鯨考』（再版）長門地方史料研究所（一九七三年）、『長門市史』歴史編（一九八一年）、樋口英夫ほか『海の狩人 日本の伝統捕鯨』平河出版社（一九九二年）、中園成生『くじら取りの系譜』長崎新聞叢書（二〇〇一年）、中園成生・安永浩『鯨取り絵物語』弦書房（二〇〇九年）、鳥巢京一『西海捕鯨業史の研究』九州大学出版会（一九九三

年）、谷川健一編『鯨・イルカの民俗 日本民俗文化資料集成⑱』、三一書房（一九九七年）

- 4 平成七年に『上利家文書』として長門市教育委員会から刊行された。本稿で引用する際は、本文中に同書記載の文書番号を記すことにする。

5 『日本漁業経済史』上巻、二〇二頁

6 羽原又吉前掲書六〇七頁

7 中園成生・安永浩『鯨取り絵物語』弦書房、二〇〇九年、三五頁

8 羽原は前掲書四六七頁において、この六歩一銀について、突漁時代は瀬戸崎単独で行えたので余浦の協力は不要だったが、網漁時代になってその必要を感じて六歩一を出すようになったものとみえるとしている。

9 羽原前掲書二二二頁。なお上利家文書八七⑤にも、享保二年（一七二七）に大日比と瀬戸崎の争いに際して、大日比の「万作と申すわっぱ」が瀬戸崎の船に連れ去られたことが見える。

10 『長門市史』民俗編二五七頁

11 後述する昭和期の海豚算用帳を見ても、イルカ捕獲時期は一月、二月が中心あり、これは近世の暦の十二月から一月とほぼ同時期にあたり、捕鯨の操業期間である。

12 鯨回向の様子などは、註2で紹介した樋口らの『海の狩人・日本の伝統捕鯨』に詳しい。なお同書の表紙カバーは、仙崎八幡神社所蔵の捕鯨図をデザイン化したものである。

資料1 昭和七年海豚仕切算用帳

(表紙)

昭和七年一月廿二日  
海豚仕切人附算用帳  
地下大網中 惣代元  
上利喜エ門

寄網ノ事  
一番 前ノ網  
貳番 岡田網  
三番 玉下網  
各網共貳張交代事  
右之通りニ附後日海豚ノ来リシ時ハ寄網ハ前ノ網ニテ沖船ハ  
岡田網ノ事  
仕切記  
壹月廿四日  
一 海豚 拾七本 代 參百參拾貫  
同十五日  
一 同 拾參本 代 貳百五拾貫  
同日  
一 同 拾壹本 代 參百五拾貫  
同日  
一 同 壹本 代 八貫  
一 同 六本 代 百九拾五貫  
壹月拾六日出ス

一 海豚 參拾本 代 六百四拾五貫  
同日  
一 同 四本 代 八拾四貫  
計數 八拾二本  
代銀 千八百六拾二貫  
合計 金千六百參拾八円五拾六錢也  
右之通り売捌キ代金正ニ相渡相濟候也  
昭和七年壹月廿二日  
仙崎共同販売市場  
大日比大網中殿  
計算書  
一 金千六百參拾八円五拾六錢  
内金 六拾円也 是ハ入札山金  
内金 七円也 是ハ沖切賃  
内金 貳拾円也 是ハ寺追善費引当  
内金 五円也 是ハ見初賞与 三輪善吉渡シ  
内金 六円也 是ハ建止大網二張前ノ網岡田網賞与  
内金 四円也 是ハ深川仙崎神社御初穂料  
内金 參拾円也 是ハ寄網仕入金引当  
内金 壹百參拾二円也  
残金 千五百〇六円五拾六錢  
内金 九百〇參円九拾六錢也 是ハ押出十分六  
残金六百貳拾六十三錢也 是ハ高十分四  
内金 九拾四円七拾八錢也 是ハ石壹斗一升五合代金  
内金 壹円七拾四錢 是ハコギニ拾九把代 藤井金平  
内金 四拾錢也 是ハ子供押賃菓子代 新前弘

内金 壹円二拾五銭 是ハ夜番木二拾五把代 新前払

内金 壹円八拾七銭也 是ハ米八升五合代 北隠居支払

内金 拾円也 是ハ海豚カギ二十丁代 岩本鉄工所払当

内金 壹円八拾八銭也 是ハ酢イサ四升七合代 北隠居払

内金 二拾七銭也 是ハ豆ノ十八丁代 三好カ払料

内金 拾銭也 是ハ魚六拾匁代 北隠居払

内金 六拾銭也 是ハ岡田網荒手網共代

内金 六拾銭也 是ハ玉下網荒手網共代

内金 貳円五拾五銭也 是ハ第一回ノ入札札差違 追加酒

三升代

内金 壹円也 是ハ編糸六十本系四百匁代 北隠居払

内金 拾円五拾三銭也 是ハ三戸オガノ及横内付キ四千一家

繩代支払

内金 貳拾銭也 是ハ半紙五帖代金払

内金 參拾銭也 是ハ地下使夫ノ心附 谷村キク支払

内金 貳円也 是ハ会場置銭

内ノ金壹百參拾円〇七銭也

差引残金四百七拾貳円五拾六銭也

内金九拾四円五拾一銭也 但シ是ハ高二割荒手代及綱手

内金拾參円貳拾參銭也 但シ是ハ鯰サン外使用セシニ付綱手

但シ二割ノ内一割四分事

残金八拾壹円貳拾八銭也

是ヲ二ツ割ニシテ一ツヲ芋網々手一ヲ荒手代トス

内訊 内金四拾円六十四銭也 是ハ芋網手寄網

内金四拾円六十四銭也 是ハ荒手代 但シ此ヲ大網

三張使用ニ付荒手代若シ小

網使用セシ場合ハ十分ノ五

ヲ分配ナス事

高割金參百七拾八円也 是ハ高貳百參十六人九合五勺ニ割付

高一人前壹円五拾銭

内訊 八十三人五勺 玉下網 内金百拾六円八十五銭也

七十九人九合 岡田網 内金百拾四円也

七十六人 前ノ網

差引残金貳拾二円六十三銭也

押出計算書

一 金九百〇參円九十三銭也

右金ヲ押出高百三拾四人七合五勺ニ割附一人前六円五拾銭

計金八百七拾五円八十八銭也

内金參百參円八十八銭也 玉下網四十六人七合五勺

前

内訊 内金貳百九拾參円十五銭也 岡田網四十五人一合前

内金貳百七拾八円八拾五銭也 前ノ網四十二人九合

前

差引残金貳拾八円〇五銭也 是ハ高押出割余リ金

残金計五拾円六十八銭也

残金五円四拾銭也 是ハ高十分四ヨリ豚カギ代拾円引当

ニ引キサリシ代カ金四円六拾銭若本

鉄工所支払

残金合計五拾六円八銭也

内金五円也 是ハ協議ノ上ニテ御寺御回向料ニ納ム

内金貳円也 是ハ御庵御回向料ニ納ム



内金壹円也 是ハ御隠居御回向料ニ納ム  
 内金貳拾八錢也 是ハミトオガリ繩新ト古トノ相違ニ付追加  
 金三好力松支払  
 差引残金四拾七円八拾錢也

右金小太網三張キ割付支払申候也 (見え消し抹消)  
 内金壹円九拾五錢也 是ハ玉下網高一入三合落チ支払  
 内金七円拾五錢 是ハ玉下網押出前一人一合落チ支払  
 残金參拾八円八拾〇錢也

一 金四円拾錢也 是ハ前ノ網ヨリ押出四合前高一入前払  
 過キノ戻金  
 計残金四拾貳円九拾錢也 是ハ大網參張ニ割附ケ支払ス

一 金四拾五錢也 是ハ河辺吉蔵長男ガ女ノ子ノ為一合  
 前ノ戻金  
 内金貳拾四錢也 是ハ飯田竹蔵オザワ觀ノオチノ支払

資料 2 昭和二十二年 海豚仕切算用帳

(表紙)

昭和廿二年一月十一日  
 海豚仕切記録人附算用帳  
 大日比浦網中

昭和廿二年一月十日建込

海豚拾參頭 (六浦浜)

一、寄網ノ事

寄網 岡田網  
 ミト網 玉下網  
 式番船 前ノ網

- 一、右□□ニ付キ次回海豚ノ来□時ハ寄網ハ玉下網沖船前ノ網  
 二番船岡田網
- 二、各網共寄網ハ貳張交替ノ事  
 但シ魚数ノ都合ニ依リ交替網ハ情況ニ依リ貳番網ト合議一  
 番網ヲ使用スル事
- 三、当地ニ居リシ者ニテ平素大網ニ来ラズ初ヨリ来リシ者ハ高  
 押出共六合前トス若シ建止ニ間ニ合ハザル場合ハ高老人前  
 押出式合トス
- 四、地ニ寄留又ハ出稼ニ行キタル人初ヨリ来リ中場ニテニゲタ  
 ル者ハ高押出共ニ三合前トス又全部終迄居タル者ハ五合前  
 トス
- 五、老人及ビ病人ハ戸主ニ限り高老人前配当スルモノナリ
- 六、建止メヲ終リ其ノ後病氣ニ罹リシ人ハタトエ戸主ニ非ズ共  
 高老人前押出五合前ニ定ム  
 但シ公務ノ為メ負傷若クハ病死セシ人ハ此ノ限りニ非ズ
- 七、建止メニ間ニ合ハザル人ハ高老人前押出四合前ニ定ム
- 八、小学校高等科ヲ問ハズ義務教育年限中ハ網ニ行クト否ニ係  
 ラズ各半前トス  
 但シ長男ハ十五才次男ハ十六才ニテ一人前トス
- 一、建止メハ一番建迄ニ網場迄来ザル者ハ建止ニ間ニ合ハザル  
 者トス  
 但シ建止メノ事情ニ依リテ考慮ス
- 一、手船乗組ハ原則トシテ網船乗組員ニ支障ナカラシメン為メ  
 中年以上ニ限ル

右記録ハ大正五年ヨリノ分抜書ス

(以下計算部分省略)

このときの漁獲は一月一〇日建止で、ハンドウイルカ一三頭、十一日に曳揚げ。代金は七三五円であった。

資料3 昭和三十五年 海豚仕切算用帳

(表紙)

昭和三十五年二月二日  
海豚仕切記録人附算用帳  
大日比浦網中

昭和三十五年二月二日建込

海豚一三七頭(往来浜)

内八頭下関市営水族館行

昭和廿四年十二月漁獲以来大網は衰微して解消した為其の後個人経営(上利源一岩本前田上田)の四統を組織して曳網漁を営む事になったので今回海豚の計算は縦来の計算(大網)方法を如何にするかとの事で、二月十四日地下全員集合に依り左記の通り協議決定したもので計算の基本方針は旧来の慣行を尊重して立案決定したものである

一、算出方法

記

一、漁獲手取金

円

内 雑費(酒代を除く委細の経費)

残金

円

六割 押出(現人に割当る)

残金

円

内 酒代

円

残金

円

内 三割 網手二分(荒手代 芋網代)  
残金 円 高引  
高 人前  
右の通り 以上

- 一、従来の業前(家ノ前)五合及小船三合前廃止して使用した船のみに限り高一人五合前とする但し特別使用(先漕等)した船に対しては五合増とする
- 二、長男三合前及び学生前は廃止する事
- 三、病人前及び老人前は従来網に行つた者に限り高一人前とする
- 四、当地に居りし者にて平素曳網に行かず初より来た者は高六合押出四合とす建止に間に合ぬ者は高七合とする
- 五、平素曳網に行く者で建止に間に合ぬ者は高一人前押出四合前とする
- 六、他に就職又は出稼ぎに行く者で初から来た者高押出共に三合前とする
- 七、外海沖合漁業(機船底曳網等)に乗組した者で建止に間に合つた者は高押出共に二合とする
- 但し四、五、六、七、の各項目で途中で逃げた者は何れも日割計算にする
- 八、建止を終り其の後病気で欠けた者は高一人前押出五合前とする
- 但し公務の為負傷若くは病氣せし人は此の限りに非ず
- 九、建止は一番建迄に網場迄に来ざる者は建止に間に合ざる者とす

但シ建止事情に依り考慮す

十、手船乗組は原則として網船乗組員に支障なからしめん為中年以上に限る

十一、狩廻しは原則として乗組三人を基準に計算する

但し二人以下の場合事情に依り考慮協議決定する

十二、肴魚は原則として三頭迄を各戸平等に分配するも以上は赤身皮と分類して海豚計算法により分配するものとす

十三、寄網の事

今回は第一日(二月三日)

一番 寄網 北隠居網

三頭船 岩本網

二番 前田網

三番 上田網

第二日目 大首(四日)

第三日目 (五日)

寄網 上田網

三頭船 岩本網

二番 前田網

三番 北隠居網

各網共二張交替の事

但し漁獲の都合に依り一張で終った場合は次回交替する事

右の通りに付次回海豚の来た時は寄網は岩本網三頭網は前

田網二番北隠居網三番上田網の事

右各條項は鯨の場合も通用し運営委員会を組織して行ふものとす

立会人

部落総代

網主

上利源一

上利源一

岩本一郎

前田昌一

上田慶助

永安松二郎

奥村孝太郎

上利善吉

岩本実次

三輪末松

谷村兼蔵

西本英雄

新前茂四郎

(以下計算書部分省略)